

第二次 参加行事募集！



福岡市民芸術祭
FUKUOKA CITIZEN'S ARTS FESTIVAL

第二次募集

令和5年

6.1 THU



6.30 FRI

音楽

美術

演劇

ダンス

(バレエ・ジャズ
コンテンポラリー
ヒップホップ・ストリート等)

伝統芸能

文芸

メディア芸術

(漫画・アニメーション
映画・デジタルアート等)

生活文化

(書道・茶道・華道
囲碁将棋等)

その他

(ジャンルにとられない
文化芸術活動)

FUKUOKA CITIZEN'S
ARTS FESTIVAL
60th

福岡市民芸術祭は、福岡市民の文化芸術活動の発表の場、身近に文化芸術にふれ合う場として、毎年秋に開催される「芸術のお祭り」です。参加のメリットを活用して、一緒に福岡の街を文化芸術の力で盛り上げましょう！

対象者

福岡市内に活動拠点を置き、福岡市民芸術祭の目的を理解し、文化芸術活動に取り組む団体または個人

※施設使用料滞納等の法令・条例等の違反行為がある団体・個人は参加対象外となります。 ※下記に該当する行事は参加対象外となります。

◆営利を目的とした行事 ◆法令・条例等に違反するまたは違反するおそれのある内容を含む行事(例:公序良俗違反、未成年の出演者が喫煙・飲酒をする等)

◆政治的または宗教的な宣伝意図を含む行事 ◆特定の会員・関係者・地域を対象とする(または優先的に取り扱う)行事

◆開催会場において商品の購入、団体への加入、募金や署名等が要求される行事 ◆教室(カルチャースクール含む)、サークル等が定期的に行っているレッスン等

対象行事

令和5年10月1日(日)～12月31日(日)の期間中、福岡市内の会場またはオンラインで広く公開される文化芸術行事

◆参加のメリット

メリット 1 公式リーフレットやホームページ、SNSで活動内容を紹介します!

リーフレットは市内及び周辺の主要施設等で配布します。ホームページでは、ご自身で最新の情報や写真など詳細を随時更新可能。SNSでは行事の実施に合わせ、行事情報の掲載を行います。



Facebook



Instagram



▲Instagramページ

期間中、福岡市民芸術祭アカウントの投稿にて行事情報を掲載いたします



▲過去のリーフレット

メリット 2 福岡市・(公財)福岡市文化芸術振興財団が後援します!

市の公共施設や学校にチラシを送ってPRすることができます。



後援名義の個別申請は不要です (※1)

メリット 3 市立施設の会場使用料が減額されます!

〈主な市の施設〉

- 各区市民センター(なみきホール含む)
- 健康づくりサポートセンターあいれふ
- 男女共同参画推進センターアミカス
- 赤煉瓦文化館
- 地域交流センター
- 音楽演劇練習場 ほか (※2)

メリット 4 東区内で開催される公演・行事は、「東区芸術文化祭」にも登録!

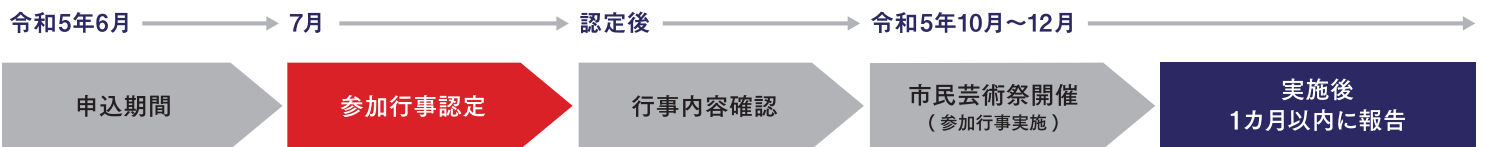
東区芸術文化祭のパンフレットや東区役所のホームページ、SNS、市政だより東区版などに、公演・行事に関する情報が掲載されます。(※3)



過去のポスター▶

(※1) 福岡市教育委員会の後援名義は、個別に申請する必要があります。(※2) 一部を除きます。また、施設によって規程が異なるため、詳しくは各施設に直接お問い合わせください(付属設備使用料は除きます)。(※3) 申込情報を東区企画振興課へ提供します。詳細は、東区企画振興課(TEL:092-645-1037)までお問い合わせください。また、「東区芸術文化祭」への登録を希望されない場合は、福岡市民芸術祭実行委員会事務局(TEL:092-263-6265)までご連絡ください。

◆参加までの流れ



審査の上、参加の可否を決定します。結果は令和5年7月に申込み団体・個人へ通知予定です。

申込方法

WEBから

芸術祭ホームページ(<https://fcac.jp/>)の専用フォームからお申込みください。

紙媒体から

申込書にご記入のうえ必要書類を添付し、郵送にてお申込みください。
申込書は情報プラザ(福岡市役所1階)、当財団で配布します。

詳細はこちら



◆注意事項

- 公演・行事の実施経費は、各団体・個人の負担になります。●参加認定後に行事の内容が変更され、募集案内の要件を満たさないと判断される場合、参加を取り消すことがあります。●参加が認定された場合、ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の全てに、必ず「令和5年度福岡市民芸術祭参加」やロゴを表示してください。使用できる後援名義を確認のうえ、チラシ等の印刷物すべてに必ず表示してください。●同一とみなされる団体・個人が複数行事を申請した場合の会場使用料は1行事のみ減額となります(対象となる場合のみ)。対象となるのは、開催日の当日(練習は対象外)、1事業に対してリハーサル1回(1日のみ)及び仕込みに要する日(1日のみ)となります。ただし、ワークショップ等のリハーサル及び仕込みは対象外とします。●新型コロナウイルス感染症対策については、会場となる施設のガイドラインを遵守し行ってください。●申込時にご提出いただいた申込書、資料は返却いたしません。●申込書等に記入していただく個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法そのほか関連法令を遵守するとともに、運用については実行委員会が適正に管理します。事業に関する資料送付、連絡、そのほか本事業の業務以外での使用はいたしません。●今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、事業内容を変更する可能性があります。変更がある場合は芸術祭ホームページ (<http://fcac.jp/>) において周知します。

【お申込み・お問い合わせ先】

福岡市民芸術祭実行委員会事務局

【主催】福岡市民芸術祭実行委員会／福岡市／(公財)福岡市文化芸術振興財団

〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1リバレインセンタービル8階

【TEL】092-263-6265 【FAX】092-263-6259

【Email】geijutsusai@fcac.or.jp 【ホームページ】<https://fcac.jp/>